

2018年9月28日

各位

株式会社 関西みらいフィナンシャルグループ
株式会社 関西アーバン銀行
株式会社 近畿大阪銀行
株式会社 み な と 銀 行

「いいみらい家族キャンペーン」の実施について

関西みらいフィナンシャルグループの関西アーバン銀行（頭取 橋本 和正）、近畿大阪銀行（社長 中前 公志）およびみなど銀行（頭取 服部 博明）は、りそなグループの持つ信託機能を活用した遺言信託を、より多くのお客さまにご提供することによりお客さまの遺すニーズにお応えするため、2018年10月1日（月）から2019年3月29日（金）までの間、「いいみらい家族キャンペーン」を実施いたします。

キャンペーンでは、りそな銀行の遺言信託（執行コース）を新規でご契約いただいたお客さまに、1万円相当のカタログギフトをプレゼントいたします。

当グループは、今後もお客さまの様々なニーズにお応えできるよう、より良い商品・サービスの提供に努めてまいります。

【キャンペーン概要】

名 称	いいみらい家族キャンペーン
取 扱 い 銀 行	関西アーバン銀行・近畿大阪銀行・みなど銀行
キャンペーン期間	2018年10月1日（月）～2019年3月29日（金）
ご利用いただける方	個人のお客さま
対 象 商 品	りそな銀行の遺言信託（執行コース）
プレゼント内容	10,000円相当のカタログギフト
プレゼントの条件	キャンペーン期間中に新規でご契約いただいた個人のお客さま （ご夫婦でご契約の場合は、お客さまごとにプレゼント）
ご 留 意 事 項	<ul style="list-style-type: none">・関西アーバン銀行、近畿大阪銀行、みなど銀行は、りそな銀行の信託代理店となります・商品に係る法律や税制上のお取扱いは、弁護士や税理士等の専門家にご相談ください・信託契約にあたり所定の手数料を申し受けます・審査によりお申込みのご意向にそえない場合がございますのでご了承願います・遺言信託の内容について、詳しくは、店頭にて説明資料をご用意しております

以上